

経済産業省 地方公共団体の行政手続等の電子化推進に関する
アクション・プラン

平成 14 年 7 月 30 日
経 済 産 業 省

経済産業省は、当省所管法令に規定する自治事務等について、申請・届出等手続のオンライン化を計画的に支援するため、平成 13 年 6 月に「経済産業省 自治事務等に係る電子化推進に関するアクションプラン」を策定し、公表した。

今回、申請・届出を含めたすべての行政手続のオンライン化を図る法整備にあわせ、当省所管法令に規定する自治事務、第 1 号法定受託事務(地方自治法第 2 条第 8 項及び同条第 9 項第 1 号に規定する事務)及び第 2 号法定受託事務(地方自治法第 2 条第 8 項及び同条第 9 項第 2 号に規定する事務)に係る地方公共団体の行政手続のオンライン化について、地方公共団体において計画的に推進されるよう、平成 13 年 6 月策定のアクション・プランを改訂し、公表することとする。

1. 計画の拡充及び見直しに当たっての基本方針

経済産業省にあっては、従来から国民等との間の様々な行政手続について、申請・届出等のオンライン化に取り組み、事務処理の合理化・迅速化、省内システムの整備に努めてきたところである。

今後、すべての国民が IT の恩恵を享受できるようにするためには、住民に身近な地方公共団体における取組が重要となることから、地方公共団体において、当省所管法令に規定する行政手続等のオンライン化が計画的に推進されるよう、原則としてすべての行政手続のオンライン化を可能とする法整備にあわせ、平成 13 年 6 月策定のアクション・プランを改訂し、新たにオンライン化が可能となる手続を追加するとともに、平成 15 年度までの当省の具体的な行動計画を示すものである。

本アクション・プランの策定に当たっては、国民の利便性の向上と地方公共団体における事務処理の効率化・簡素化の観点から、手続のオンライン化の推進とともに、法令・制度の見直し、手続の簡素化・合理化を進めていく。

2. 推進計画

(1) 個別手続のオンライン化実施計画

当省所管法令に係る地方公共団体の行政手続数は 1,264 件である。これらの手続の中から、技術的・制度的観点からのオンライン化整備の見通しを踏まえ、別添「個別様式地方」のとおり、個別手続のオンライン化実施計画を策定する。

(2) 手続の簡素化・合理化について

当省所管法令に係る地方公共団体の手続の簡素化・合理化については、185 件の個別手続見直し(添付書類見直し 111 件、提出部数削減 73 件)のほか、

今後、オンライン化する電子申請・届出等様式の原則的統一化等の簡素化・合理化を行うこととする。

3. 推進体制等

(1) 推進体制

平成13年9月、事務次官を本部長とし、各局長等を本部員とする「電子経済産業省(e-METI)推進本部」を設置し、その事務局機能を担うため「電子経済産業省(e-METI)推進室」を設置した。本アクション・プランは、このe-METI推進本部体制の下、大臣官房及び商務情報政策局始め各局の連携・協力により、全省的に推進することとする。

(2) フォローアップ体制

上記推進体制の下で計画の進捗状況等をチェックするとともに、平成12年に設置された有識者から成る電子政府評価・助言会議による評価、改善意見・勧告等及びIT戦略本部における意見等を踏まえつつ、適宜、フォローアップを行っていく。

以上